

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	気候変動政策におけるジェンダー視点の重要性
著者 / 所属	平田 知子 / 環境委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	451号
刊行日	2022-11-1
頁	41-51
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20221101.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

気候変動政策におけるジェンダー視点の重要性

平田 知子

(環境委員会調査室)

1. はじめに
2. 気候変動とジェンダーとの関連
3. 国連気候変動枠組条約の下での取組
4. 我が国の取組
5. 我が国の今後の課題
6. おわりに

1. はじめに¹

近年、国内外において地球温暖化を一因とする記録的な熱波や大雨による洪水、巨大ハリケーン・台風等の深刻な気象災害が発生し、人々の生命や生活等に甚大な被害を与え、気候変動は、もはや全ての生き物にとって生存基盤を揺るがす「気候危機」となっている。国会においても、2020年11月（第203回国会）、衆参両院で気候非常事態宣言決議を採択し、「地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている²」との認識を共有した。

こうした気候変動という喫緊の課題に対応するため、パリ協定の下で各国が緩和（温室効果ガス削減）と適応（気候変動の影響への対処）の両面から対策を進める中³、2022年3月の「国際女性デー」及び「第66回国連女性の地位委員会」の主たるテーマ⁴に気候変動が

¹ 本稿は、2022年10月12日時点の情報に基づくものであり、参照URLの確認も同日に行っている。

² 参議院ウェブサイト「気候非常事態宣言決議」（2020. 11. 20）〈<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/203/201120-1.html>〉

³ 我が国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）で2050年までの脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現を法定化するとともに、同法に基づく地球温暖化対策計画等において、中期目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減すること、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく旨を表明している。また、「気候変動適応法」（平成30年法律第50号）に基づき、気候変動適応計画を策定している。

⁴ 国際女性デーのテーマは「持続可能な明日に向けて、ジェンダー平等をいま」、第66回国連女性の地位委員会の優先テーマは「気候変動、環境及び災害リスク削減の政策・プログラムにおけるジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメントの達成」である。

取り上げられるなど、国際社会においては、気候変動政策にジェンダー視点を取り込むことが重要であるとの認識が高まっている。

本稿では、気候変動とジェンダーとの関連、国連気候変動枠組条約（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change）及び我が国の取組を概観した上で、我が国の今後の課題について言及する。

2. 気候変動とジェンダーとの関連

（1）気候変動が女性・女兒に及ぼす影響

気候変動は、人々に広範囲にわたる悪影響とそれに関する損失・損害を引き起こしているが、その影響度合いは男女間で異なる。女性・女兒は、固定的な性別役割分担意識や文化的・社会的規範などから貧困など困難な状況に置かれることが多く、家庭や社会などで平等な立場から意思決定に関与できないなどの理由から干ばつや洪水、ハリケーンなどの気候変動の影響に対し脆弱であるとの認識が広がっている。

例えば、多くの開発途上国では水くみやまき集めが女性・女兒の役割とされ、気候変動により水・森林資源が減少すると、より遠くまで行かなくてはならない。その結果、無償家事労働時間が増えることにより教育や様々な社会参加の機会を失ってしまうことや移動中に犯罪に巻き込まれるリスクが高まること、また、家父長制で男性が絶対的な権力を持っている場合、災害発生の緊急時においても父親や夫の許可なしでは避難できず、迅速な対応ができない恐れがあること、教育機会の不均衡により女性の識字率が低い地域では防災情報を読めない場合もあることなど⁵が指摘されている。

また、国内においても、大規模災害発生の非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する諸課題が一層健在化すること⁶が指摘されている。

（2）ジェンダー主流化の広がり

「ジェンダー（gender）」とは、生物学的性別（sex）に対し、社会的・文化的に形成された性別のことを指し、「ジェンダー平等」（gender equality）とは、一人一人の人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味する。ジェンダー平等をあらゆる分野で実現するため、全ての政策、施策及び事業について、社会における男性と女性の社会的な役割の違いや力関係によって生じるジェンダー課題やニーズ、インパクトに着目する「ジェンダー視点」（gender perspective）を取り込む「ジェンダー主流化」（gender mainstreaming）が国際的な潮流となっている。

⁵ Yahoo! JAPAN SDGsウェブサイト 根本かおる「国連はなぜ今「女性×気候変動」をかかげるのか。未来のためを知っておくべきジェンダーの視点。」（2022. 3. 3）〈<https://sdgs.yahoo.co.jp/featured/232.html>〉など

⁶ 「第5次男女共同参画基本計画」（2020. 12. 25 閣議決定）11頁

ジェンダー主流化は、1995年の第4回世界女性会議において「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されて以降、国際的に重視されるようになった。北京宣言では、「行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する」とされ、特に、行動綱領では、「女性と環境」が優先的に取り組むべき12の重大問題領域の一つに取り上げられ、戦略目標として①あらゆるレベルの環境に関する意思決定に女性を積極的に巻き込むこと、②持続可能な開発のための政策及び計画にジェンダーの関心事項と視点を組み入れること、③開発及び環境政策が女性に及ぼす影響を評価するための国内、地域及び国際レベルの仕組みを強化又は創設することが示された。

1997年の国連経済社会理事会（ECOSOC）でジェンダー主流化は、「あらゆる領域・レベルで、法律、政策およびプログラムを含むすべての企画において、男性及び女性へ及ぼす影響を評価するプロセスである。女性と男性が等しく利益を得て、不平等が持続しないようにするために、男性のみならず女性の関心と経験が、すべての政治的、経済的そして社会的な領域における政策とプログラムを企画、実行、モニタリングおよび評価する際に不可欠な次元にするための戦略である。究極の目標はジェンダー平等を達成することである」⁷と定義され、全ての国連機関はジェンダー主流化を推進することが要請された⁸。

その後、後述の「持続可能な開発目標」（SDGs : Sustainable Development Goals）及びパリ協定の前文、2018年のG7サミット（シャルルボワ、カナダ）及びG20サミット（ブエノスアイレス、アルゼンチン）の首脳宣言においても、ジェンダー主流化が明記されるなど、世界の主要な多国間プロセスにおいて、ジェンダー主流化が包摂的で持続可能な経済及び地球環境の実現に向けた必須戦略であるという考え方が共有された⁹。

（3）SDGsにおける位置付け

2015年9月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいてSDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下「2030アジェンダ」という。）が全会一致で採択された。2030アジェンダは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、国際社会全体の目標として2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。

ジェンダーと気候変動は、それぞれ独立した目標（「目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」、「目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」）として設定されているが、2030アジェンダは、全てのSDGs目標は一体のもので分割できないものであり、相互に関連しており、統合的な解決を求めている。

また、ジェンダーについては、前文においてSDGs全体の目的とされているほか、本

⁷ 申瑛榮「『ジェンダー主流化』の理論と実践」『ジェンダー研究』第18号（2015.3）2～3頁

⁸ 堀内光子「北京会議（95年）の意義及びその成果と課題についての一考察」『アジア女性研究』第25号（2016.3）62頁

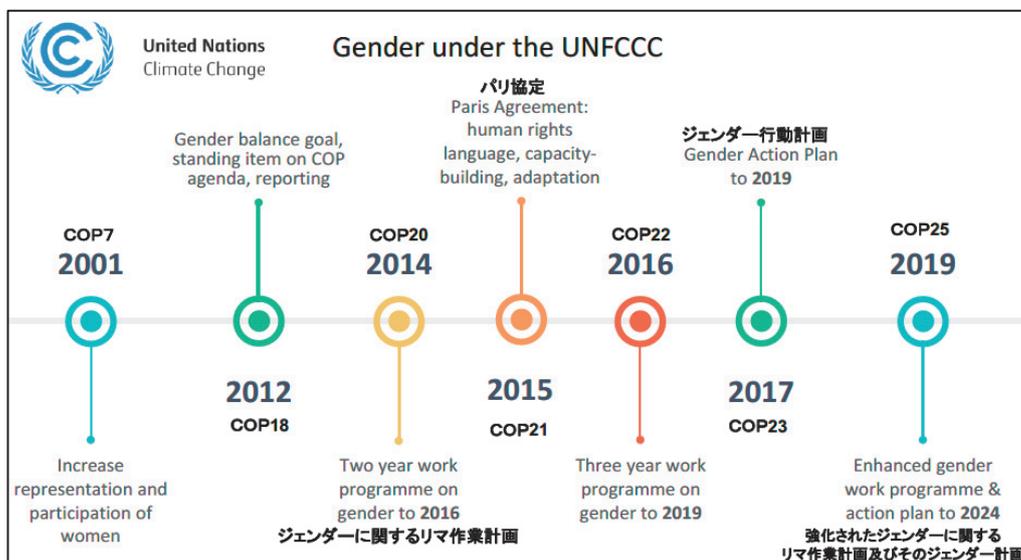
⁹ 大崎麻子「ジェンダー主流化の20年（9）～グローバルな枠組みの基本原則に～」『共同参画』第119号（2019.1.10）12頁

文において「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」、「新たなアジェンダの実施において、ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠」とされ、ジェンダー主流化がSDGsを実現するための手段と位置付けられている。

3. 国連気候変動枠組条約の下での取組

気候変動に関する国際的な枠組みであるUNFCCCやその締約国会議（以下「COP」という。）の場では、ジェンダーは気候変動に対処するために重要な要素として認識されており、そのための計画や取組が進展している¹⁰。

図表 1 気候変動枠組条約における取組



(出所) UNFCCC事務局資料に筆者加筆

(1) ジェンダーに関する取組の沿革

UNFCCCにおいては2001年のCOP7（マラケシュ、モロッコ）で初めてジェンダーに関する単独の合意文書¹¹が採択された。同合意文書では、締約国に対し気候変動に関連するあらゆるレベルの意思決定に女性が完全に参加できるよう必要な措置を講ずることが要請された。2012年のCOP18（ドーハ、カタール）では、ジェンダーバランスの促進とUNFCCC交渉への女性の参加の改善に関する単独の合意文書¹²が採択された。さらに、同合意文書では、COPの交渉議題の常設項目として“gender and climate change”の追加が決定さ

¹⁰ 遠藤理紗「ジェンダーと気候変動～UNFCCC・COP26での議論から～」(2022年3月)（「環境・持続社会」研究センター（JACSES）気候変動ブリーフィング・ペーパー）〈http://jacses.org/wp_jp/wp-content/uploads/2022/04/JACSES-BPS-gender-and-climate-change.pdf〉12頁

¹¹ “Improving the participation of women in the representation of Parties in bodies established under the United Nations Framework Convention on Climate Change or the Kyoto Protocol”

¹² “Promoting gender balance and improving the participation of women in UNFCCC negotiations and in the representation of Parties in bodies established pursuant to the Convention or the Kyoto Protocol”

れた。

2014年のCOP20（リマ、ペルー）では、ジェンダーバランスの推進とジェンダーに対応した気候変動政策の達成に関する2年間の作業プログラムであり、条約の作業部会等への女性の参加を高めることを目的とする「ジェンダーに関するリマ作業計画」（LWPG：Lima work programme on gender）が策定された。

その後、LWPGはパリ協定採択の翌年の2016年のCOP22（マラケシュ、モロッコ）で3年間の延長が合意され、さらに、2017年のCOP23（ボン、ドイツ）では、LWPGを着実に実施するため、取り組むべき五つの優先分野などを内容とする「ジェンダー行動計画」（GAP：Gender action plan）が策定された。

（2）パリ協定での位置付け

2015年のCOP21（パリ、フランス）では、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択された。

同協定の前文では、「締約国が、気候変動に対処するための行動をとる際に、人権、健康についての権利、先住民、地域社会、移民、児童、障害者及び影響を受けやすい状況にある人々の権利並びに開発の権利に関するそれぞれの締約国の義務の履行並びに男女間の平等、女子の自律的な力の育成及び世代間の衡平を尊重し、促進し、及び考慮すべき¹³」であることが掲げられ、UNFCCCや京都議定書では規定されなかった気候変動対策におけるジェンダー平等や女性のエンパワーメントの重要性が明記された。

（3）緑の気候基金における方針

「緑の気候基金」（GCF：Green Climate Fund）は、開発途上国の緩和と適応を支援するため、UNFCCCに基づく資金供与の制度の運営を委託された多国間基金として、2010年のCOP16（カンクン、メキシコ）で設立が決定され、2015年から本格稼働している。運用当初からジェンダー主流化を資金展開の重要な意思決定要素としており、2017年には、ジェンダー分析に基づく「ジェンダー評価」と「ジェンダー行動計画」の提出を各国の資金申請の必須要件としている¹⁴。

GCFは、ジェンダー主流化をジェンダーに焦点を当てたプロジェクトだけでなく全てのプロジェクトの基本であるとし、必ずしも大きな追加費用が必要な訳ではなく、支援をより効果的かつ効率的にするとしている¹⁵。

（4）強化されたジェンダーに関するリマ作業計画及びそのジェンダー行動計画の策定

2019年のCOP25（マドリード、スペイン）では、LWPG及びGAPがそれぞれ改定され、2020～2024年の5年間を実施期間とする「強化されたジェンダーに関するリマ作業

¹³ 外務省ウェブサイト「パリ協定」〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000197312.pdf>〉。下線は筆者。

¹⁴ 大崎麻子「ジェンダー主流化の20年(10)～グローバルな枠組みの基本原則に～」『共同参画』第120号(2019.2.10) 12頁

¹⁵ GCFウェブサイト“Gender”〈<https://www.greenclimate.fund/projects/safeguards/gender>〉

計画及びそのジェンダー行動計画」(Enhanced Lima work programme on gender and its action plan、以下「強化されたLWPG」又は「強化されたGAP」という。)が策定された。

ア 強化されたLWPG

強化されたLWPGは、目標におけるジェンダー主流化がUNFCCCの下での活動の有効性、公平性及び持続可能性を高めるために継続的に必要であると認識し、気候変動による影響がジェンダー不平等などの要因から男女間で異なること、それは特に開発途上国、地域社会、先住民にとって顕著であり得ることを認めるなどとしている。

具体的には、労働力の公正な移行の必要性やディーセントワーク(人間らしい雇用)及び質の高い雇用の創出を考慮し、締約国に対して交渉などに係る気候変動とジェンダーに関するフォーカルポイント(拠点)(NGCCFP:National Gender and Climate Change Focal Points)を定めることなどを奨励するとともに、必要に応じてUNFCCCプロセスに基づく各国の報告にLWPG及びGAPの実施に関する情報を含めることなどを要請している。さらに、取組の実施状況について、「実施に関する補助機関会合¹⁶⁾(SBI:Subsidiary Body for Implementation)で2022年6月に中間レビューを、2024年11月に全体レビューを行うことを決定している。

イ 強化されたGAP

強化されたGAPは、強化されたLWPGの附属書として添付され、引き続き五つの優先分野(A:能力開発・ナレッジマネジメント・コミュニケーション、B:ジェンダーバランス・参加・女性のリーダーシップ、C:一貫性、D:ジェンダーに対応した実施・実施手段、E:モニタリング・報告)の下で活動項目や実施期間、成果物が設定され、締約国や条約事務局等は、必要に応じ定められた活動を行うことが要請されている。

(5) COP26における成果

2021年のCOP26(グラスゴー、英国)では、全体決定である「グラスゴー気候合意¹⁷⁾(Glasgow Climate Pact)の前文に既述したパリ協定の前文が記され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性が再確認されるとともに、本文において「気候変動対策への女性の完全で、意味のある、平等な参加を拡大し、野心を高め気候目標を達成するために不可欠な、ジェンダーに対応した実施と実施手段を確保することを締約国に奨励すること、「ジェンダーに関する強化されたリマ作業計画及びそのジェンダー行動計画の実施を強化することを締約国に求める」ことが盛り込まれた。

さらに、合意文書として「ジェンダーと気候変動」(Gender and climate change)が採択され、締約国等に対し、2022年3月末までに、GAPの実施状況等の情報を提出することを要請するとともに、国際労働機関(ILO)に対し低排出経済において全ての人に包

¹⁶⁾ UNFCCCに基づいて設立された補助機関。条約の効果的な実施に向けた評価・検討項目について助言を提供する。

¹⁷⁾ 環境省ウェブサイト「グラスゴー気候合意(環境省暫定訳)」<<https://www.env.go.jp/content/000049858.pdf>>。COP26としての気候変動対策の方向性と政治的メッセージを示した包括的文書。

括的な機会を促進するため、ジェンダーに対応した気候変動対策と公正な移行の関連性についてのテクニカルペーパーの作成及び条約事務局への提出が要請された。

COP26では、議題交渉以外にも様々なイベントが開催され、多様な主体による自主的なプレッジ（実施約束）が多数発表された。ジェンダーに関しても、スコットランド自治政府と国連女性機関（UN Women）の後援により、気候変動対策を牽引する女性・女兒に対する支援を更に強化することを約束する「ジェンダー平等と気候変動に関するグラスゴウの女性リーダーシップ宣言¹⁸」（The Glasgow Women's Leadership Statement on Gender Equality and Climate Change）が発表された。また、議長国・英国により設定された“Gender Day”で開催されたイベントには、各国の女性閣僚、ビジネスリーダー、NGO等が参加し、気候変動政策の立案に女性の声をより反映すべきだとする意見や、米国や英国等からは女性リーダーを育成する基金への拠出や、農業に従事する女性が受ける被害の軽減に向けた協力などが表明された¹⁹。

4. 我が国の取組

（1）第5次男女共同参画基本計画

2020年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、気候変動については、第2部政策編の「第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進」の中に位置付けられ、必要な施策の一つとして「4 男女共同参画の視点に立った気候変動問題等の環境問題の取組の推進」が掲げられた。その基本的方向として、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動問題等の環境問題への対応において、国際的な潮流を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、具体的な取組に男女共同参画の視点が反映されるよう積極的に取り組む旨が示され、具体的な取組として、①気候変動等の環境問題や環境に影響を与える産業政策・エネルギー政策の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ること、②環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、男女別のデータを把握し、女性と男性に与える影響の違いなどに配慮して取り組むことが挙げられた。

（2）気候変動適応計画

2021年10月に閣議決定された「気候変動適応計画²⁰」においては、七つの基本戦略のうち、「基本戦略① あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む」の中で、あらゆる分野のあらゆる主体、あらゆる関係者が主体的に連携・行動できるよう、ジェンダー平等や脆弱性の高い集団や地域にも配慮した意志決定・合意形成プロセスの充実を図りつつ、施策を展開することが必要となる旨が示されている。また、「第5節 気候変動等に関する国際連携の

¹⁸ Scottish Governmentウェブサイト“Gender equality and climate change:Glasgow Women's Leadership statement”（2021.11.2）〈<https://www.gov.scot/publications/glasgow-womens-leadership-statement-gender-equality-climate-change/>〉

¹⁹ UNFCCCウェブサイト“Momentum Builds at COP26 for Gender Action”〈<https://unfccc.int/news/momentum-builds-at-cop26-for-gender-action>〉

²⁰ 同適応計画は、2020年12月に公表された「気候変動影響評価報告書」を踏まえ、2018年11月に閣議決定された気候変動適応計画を改定したものである。

確保及び国際協力の推進に関する基盤的施策」の中で、開発途上国への支援について、ジェンダー配慮や地域住民の参加の促進等のUNFCCC下のパリ協定のルールブック等に沿うよう留意しつつ、開発途上国における気候変動影響評価及び適応計画策定への協力を行う旨が示されている。

(3) G A Pの実施状況

政府は2022年3月31日、C O P 26での合意文書に基づき、G A Pの実施状況に関する文書²¹をUNFCCC事務局に提出した。

同文書では、我が国の気候変動政策は、男女共同参画の視点に立った気候変動対策の推進を掲げる第5次男女共同参画基本計画に沿って実施されているとしている。また、個別の取組としては、政府開発援助（O D A）が独立行政法人国際協力機構（J I C A）の定めた課題別指針「ジェンダーと開発」に沿って実施されており、特にO D Aを通じてジェンダー主流化に対応した気候変動に係る緩和と適応に関する開発途上国支援に取り組むとしている。パリ協定の関係では二国間クレジット制度²²（J C M : Joint Crediting Mechanism）において「J C M設備補助事業ジェンダー・ガイドライン」が導入され、プロジェクト参加者に対し事業の全ての段階でジェンダー平等に関する具体的な行動をとるよう奨励しているとしている。

さらに、ジェンダーバランス・参加・女性のリーダーシップについては、C O P 日本代表団へ参加する女性交渉官の数は徐々に増えているが、割合は改善されていない（図表2参照）としている。ジェンダーに対応した実施と実施手段については、「国が決定する貢献²³」（N D C : Nationally Determined Contribution）及び「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略²⁴」（以下「長期戦略」という。）の改定に関する議論が行われた環境省と経済産業省の合同会合²⁵の女性委員比率が約45%であり、意思決定過程への女性の参画が確保されたとしている。

²¹ “Japan’s Submission on Progresses in Implementation of Gender Action Plan” (2022.3.31) <https://www4.unfccc.int/sites/SubmissionsStaging/Documents/202203311908---Japan_Gender%20Action%20Plan_Submission_20220331.pdf>

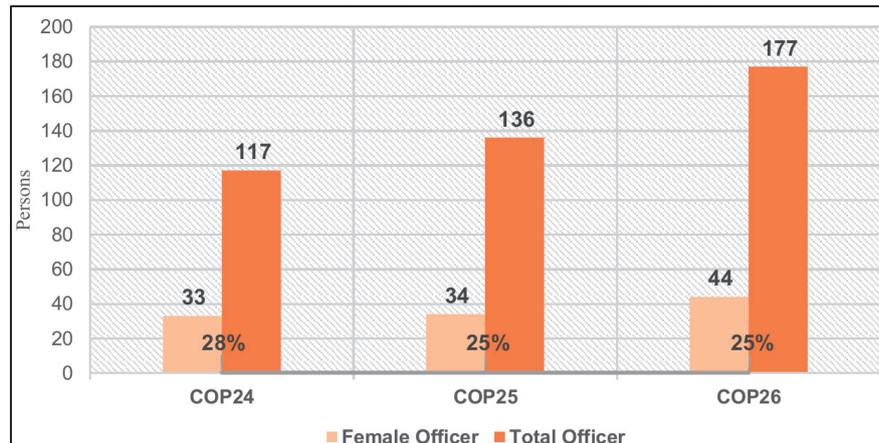
²² 開発途上国への優れた脱炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの温室効果ガス排出削減等への貢献を適切に評価し、日本の削減目標の達成に活用するもの。

²³ パリ協定に基づき国ごとに作成する温室効果ガス排出削減目標。

²⁴ 同戦略では、2050年カーボンニュートラルに向けた基本的な考え方、ビジョン等が提示されている。

²⁵ 中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討WG合同会合

図表2 COPに参加する女性交渉官の人数・割合



(出所) Japan's Submission on Progresses in Implementation of Gender Action Plan

5. 我が国の今後の課題

(1) 国内の気候変動政策におけるジェンダー主流化

政府は、UNFCCC事務局に対し我が国の気候変動政策におけるジェンダー主流化が進展している旨を報告しているものの、地球温暖化対策の総合計画である「地球温暖化対策計画」や長期戦略において、ジェンダーや女性・女兒に関する記述は盛り込まれていない。

近年、E B P M (Evidence Based Policy Making、証拠に基づく政策立案) の重要性が盛んに議論されているが、E B P Mの第一歩は、男女別データとジェンダー統計の活用であり、それにより、実状を的確に反映した政策立案、事業計画策定・評価が可能となる²⁶。まずは、緩和策に係るこれらの計画において、ジェンダー視点を取り込むことの必要性を認識し、男女別データ及びジェンダー統計に基づく政策議論を進めていくことが必要であろう。

また、適応策については、気候変動適応計画で示されたジェンダー平等などに配慮した意志決定・合意形成プロセスの充実を確実に実施するとともに、貧困問題など女性特有の問題や状況、ニーズを考慮した具体的な施策の展開が望まれる。

(2) 意思決定過程への女性の参画

UNFCCCやCOPの場で繰り返し議論されているように、ジェンダー視点を政策に組み込んでいくためには、その当事者である女性の政策立案過程への参画が欠かせない。

環境省が、既述のNDC等の改定プロセスや中央環境審議会などの審議会等において、女性委員の登用に積極的に取り組んでいる²⁷ことは評価できるが、今後は、温室効果ガス排

²⁶ 大崎麻子「あらゆる政策にジェンダーの視点を」『月刊自治研』vol.63 no.740 (2021.5) 26頁。なお、環境省は、2021年度に、ナッジ等の行動科学の知見を活用して温室効果ガス排出削減等に資する意識変革や行動変容を促す実証実験を実施する際に、対象者の性別等の属性情報の収集を行ったとしている(内閣府『令和4年度版男女共同参画白書』234頁)。

²⁷ 2021年2月の中央環境審議会の改選に際しては、女性比率の改善に向けて環境副大臣を中心とする検討チーム設置され、委員30名中15名と半数が女性となった。また、初めて女性の会長が選出された。

出量の大宗を占めるエネルギー分野、環境省が進める地域脱炭素の取組²⁸や地域気候変動適応計画の策定などの地域における政策立案過程への女性の参画確保が地方公共団体も含め課題となろう。

また、E S G金融²⁹が拡大している中で、ジェンダーの多様性の向上と気候変動等の取組とが相関関係にあるとの調査³⁰もあり、民間企業においても気候変動対策と女性の意思決定過程への参画に同時に取り組んでいくことが求められる。

(3) 女性・女児のエンパワーメント

女性を気候変動政策の受益者としてだけでなく、脱炭素社会の実現に向けた経済社会システム全体の変革（G X：グリーントランスフォーメーション）の重要な担い手として、女性・女児のエンパワーメントを促進することも重要である。

政府は、「今後10年間に官民協調で150兆円規模のグリーン・トランスフォーメーション（G X）投資を実現する³¹」としている。こうした成長が見込まれる分野の新規雇用に対応するため、女性を念頭においた公的な教育、リスキリング（学び直し）、リカレント教育等の取組を積極的に実施していくことは、G X人材の確保と女性の経済的自立・男女間の賃金格差解消の両面から有効である。

特に、S T E M（科学、技術、工学、数学）分野での女性人材の育成が課題である。脱炭素社会の実現には従来の延長線上にない非連続なイノベーションが必要であり、多様な視点があつてこそ、イノベーションが生まれる。しかし、経済協力開発機構（O E C D）による、2019年に大学など高等教育機関に入学した学生のうちS T E M分野で学ぶ女性の割合に関する調査では、我が国は自然科学系及び工学系で比較可能な36か国の中で最下位であった³²。S T E M分野の女性の少なさは、ジェンダー目線からの研究や分析、女性のニーズを反映したテクノロジー開発がまだこれからという状況につながっている³³。

「女性は理系科目が苦手」といった性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭し、S T E M分野に進学する女子学生の割合向上に取り組むとともに、これまで男性が中心であった大学や研究機関を、女性が力を発揮できる仕組みに変えていくことも必要である。

²⁸ 環境省は、「地域脱炭素ロードマップ」（2021.6.9 国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすべく、今後5年間で集中期間として施策を総動員し、意欲的な自治体の先進的な取組を支援していくとしている。

²⁹ 環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）という非財務情報を考慮して行う投融資。世界のE S G市場は2016年の22.9兆米ドルから2020年には35.3兆米ドルへと4年間で約1.5倍拡大している。国内においても、2016年の0.5兆米ドルから2020年の2.9兆米ドルへと約5.8倍拡大している（環境省『令和4年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』22頁）。

³⁰ 公益財団法人笹川平和財団ウェブサイト「企業におけるジェンダーの多様性の拡大は、気候変動ガバナンスと気候変動イノベーションを向上」〈<https://www.spf.org/spfnews/pressrelease/20201202.html>〉。同調査レポートは、電力、石油・ガス、鉱業業界において女性取締役の割合が3割以上の企業では、気候変動ガバナンスとイノベーションを積極的に推進する傾向がみられ、企業におけるジェンダーの多様性の向上と企業による気候変動等への取組は相関関係にあるとしている。

³¹ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（2022.6.7 閣議決定）20頁

³² 『日本経済新聞』（2021.9.17）

³³ 前掲脚注5参照。

（４）開発途上国支援

大きなリスクにさらされている開発途上国の女性・女児の適応能力を高めることは喫緊の課題である。また、歴史的に取水・貯水、食糧保存・供給、天然資源管理に関する知識とスキルを身につけている女性の緩和・適応能力の向上は、地域の緩和・適応能力を高め、地域社会の生活維持に貢献する。

我が国は、C O P 26において2025年までの5年間で適応分野での支援を倍増し、官民合わせて約148億ドルの適応支援を行う旨を表明した³⁴が、特に女性・女児に焦点を当てた支援の強化が必要である。また、2022年11月に開催予定のC O P 27（シャルム・エル・シェイク、エジプト）は、2016年以来のアフリカでの開催となり、アフリカ諸国の関心の高い適応等について焦点が当たる見込みである。こうしたC O P等の国際的な場での女性・女児に対する支援強化の表明や自主的なプレッジへの参加を通じ、次期G 7議長国である我が国が気候変動対策とジェンダー平等の同時達成に積極的に取り組んでいく姿勢を示し、世界全体の機運を高めていくことが求められる。

6. おわりに

国内では、気候変動とジェンダーは別々の課題と捉えられがちである。しかし、国や地域を越えて広範囲に影響を及ぼしている気候変動の問題から、S D G sが提唱する「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、緩和策と適応策の両方においてジェンダー視点が柱となる。

気候変動政策にジェンダー視点を組み込むため、あらゆるレベルの意思決定過程への女性の参画や脱炭素の担い手として女性・女児のエンパワーメントを促進することは、気候変動対策を加速させるだけでなく、ジェンダー平等をも前進させるものである。

政府のみならず、地方公共団体、民間企業、N G O等あらゆる主体が、ジェンダー視点の重要性を認識し、協働して脱炭素社会実現に向けた経済社会全体の変革に取り組んでいくことが求められている。

【参考文献】

遠藤理紗「ジェンダーと気候変動～UNFCCC・C O P 26での議論から～」(2022年3月)（「環境・持続社会」研究センター（JACSES）気候変動ブリーフィング・ペーパー）

（ひらた ともこ）

³⁴ 外務省ウェブサイト「岸田総理大臣によるCOP26出席」(2021. 11. 2) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page4_005436.html>